

令和3年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備
(データの越境移転に関する諸外国の規制制度等に係る動向調査)

調査報告書

令和4年3月

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

「令和３年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（データの越境移転に関する諸外国の規制制度等に係る動向調査）」は、経済産業省委託事業として、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が実施したものです。本報告書を引用・転載する際は、出典を明記していただきますようお願い申し上げます。

目 次

第 1 章 調査概要	1
1. 実施目的	1
2. 実施内容及び実施体制	2
第 2 章 データの越境移転に関する検討会の実施運営	3
1. 開催概要	3
2. 実施記録	5
第 3 章 データの越境移転に関する規制制度等の調査	18
1. 調査概要	18
2. 調査結果	19

第1章 調査概要

1. 実施目的

デジタル時代において、データは付加価値の源泉であり、企業活動にとって、データの流通・活用により、その価値を引き出すことの重要性が増している。このため、デジタル経済の健全な発展には国際的に信頼ある自由なデータ流通を確保することが必要であり、日本は2019年に“Data Free Flow with Trust (DFFT)”を提唱し、その具体化に向けて、WTOにおける電子商取引ルール制定交渉等の取組を進めている。

その一方で、世界的にはデータの越境移転に係る制限や、ローカライゼーション要求など、いわゆるデジタル保護主義的な規制制度の導入も進んでおり、かつその導入の目的、規定の内容もそれぞれの国・地域によって異なることから、我が国企業の活動に大きな影響を与えている。

本事業では、DFFT の具体化のための国際的な議論形成及び関係するルール整備への活用に向けて、各国・各地域で検討、導入されているデータの越境移転に関する規制制度について、規制導入の背景や目的、規制の対象、規定の内容等を調査し、それを踏まえ、相互運用可能な枠組みについての有識者による検討を行った。

2. 実施内容及び実施体制

2.1 実施内容

本事業の実施内容は、以下のとおりであった。

(1) データの越境移転に関する検討会の実施運営

データの越境移転に関する相互運用可能な枠組みの検討を進めるため、国内のデータ越境移転に係る専門家や日頃データを利活用している産業界等から有識者を集めた検討会（「データの越境移転に関する研究会」）を計3回開催し、運営事務を行った。

(2) データの越境移転に関する規制制度等の調査

令和3年度「データの越境流通に関連する諸外国の規制制度等調査事業」等の過去に実施された調査報告書を参考にしつつ、各検討会における議論に必要となる各国・各地域で検討、導入されているデータの越境移転に関する規制制度等の情報収集・分析（文献調査及びデスクトップ調査）を行った。

(3) 報告書の作成

上記の調査・検討を踏まえた調査報告書（本書）を作成した。

2.2 実施体制

本調査の実施体制は、下図のとおりであった。

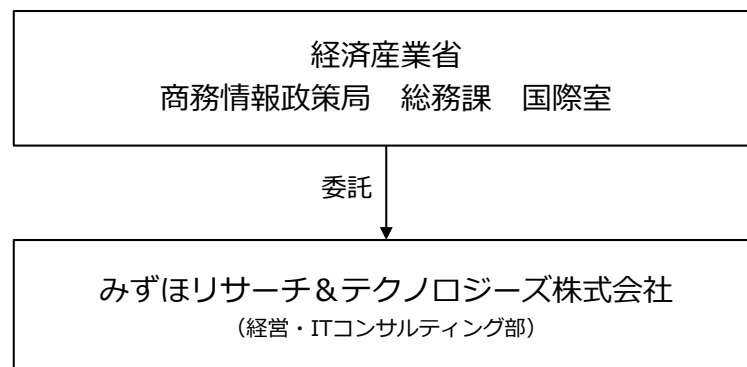


図 1 本調査の実施体制

本調査は、経済産業省 商務情報政策局 総務課 国際室からの委託事業として、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が実施した

第2章 データの越境移転に関する検討会の実施運営

1. 開催概要

(1) 趣旨

2019 年以降、WTO における電子商取引交渉をはじめとして、既に発効した日米デジタル貿易協定や日英 EPA など、各種通商ルールの整備が進展している。その一方で、足元ではデータの越境移転制限やローカライゼーション要求等を含む規制を導入する国も増加する傾向にある。

こうした背景を踏まえ、2023 年には日本で G7 が開催されるところ、2019 年に日本が提唱した DFFT の具体化の成果を示すべく、「データの越境移転に関する研究会」を立ち上げ、データの越境移転に係る相互運用可能な枠組みの検討を行った。

(2) 構成員

本研究会の構成員は、以下のとおりであった¹。

① 座長

山本 龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

② 委員

渥美 裕介	株式会社日立製作所 システム&サービスビジネス統括本部 経営戦略統括本部 渉外本部 渉外企画部 部長
生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科 准教授
北村 朋史	東京大学大学院総合文化研究科 准教授
鬼頭 武嗣	一般社団法人 Fintech 協会 代表理事副会長
工藤 郁子	世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター プロジェクト戦略責任者
黒崎 将広	防衛大学校総合安全保障研究科 准教授
佐藤 元彦	楽天グループ株式会社 渉外室 シニアマネージャー
藤井 康次郎	西村あさひ法律事務所 弁護士
藤原 輝嘉	トヨタ自動車株式会社 デジタル変革室 グループマネージャー
増島 雅和	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
若目田 光生	一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会 企画部会 データ戦略ワーキング・グループ 主査

¹ 構成員の所属・役職は、令和 4 年 2 月時点のもの。敬称略、50 音順。

③ オブザーバー

個人情報保護委員会事務局

デジタル庁

総務省 国際戦略局

外務省 経済局

④ 事務局

経済産業省 商務情報政策局 総務課 国際室

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

(3) 開催記録

本研究会は、2021 年度内に、以下のとおり計 3 回開催された。

表 1 「データの越境移転に関する研究会」：実施記録

開催回	日時／開催場所	議題
第 1 回	令和 3 年 11 月 1 日（月） 17:00～19:00 （オンライン開催）	(1) 本研究会の議事運営について (2) 研究会の趣旨及び検討の進め方等について (3) 諸外国の規制制度等の動向について
第 2 回	令和 3 年 12 月 9 日（木） 15:00～17:00 （オンライン開催）	(1) 企業ニーズの整理について (2) 各委員からの事例紹介 (3) 自由討議
第 3 回	令和 4 年 2 月 24 日（木） 14:00～16:00 （オンライン開催）	(1) 本年度報告書案について (2) 経済産業省挨拶

2. 実施記録

各回の概要は、以下のとおりであった。

2.1 第1回研究会

(1) 開催日時

令和3年11月1日（月）17:00～19:00（オンライン開催）

(2) 出席者

全委員、オブザーバー

＜プレゼンター＞ 西村あさひ法律事務所 弁護士 石川智也氏、津田麻紀子氏

(3) 議事次第

1. 開会

（1）開会・資料確認及び議事運営について（事務局）

（2）経済産業省挨拶

（3）座長御挨拶

（4）委員御挨拶

2. 議事

（1）研究会の趣旨及び検討の進め方等について（事務局）

（2）諸外国の規制制度等の動向について（西村あさひ法律事務所）

3. その他（事務連絡）

4. 閉会

(4) 配布資料

議事次第

【資料1】データの越境移転に関する研究会 委員等名簿

【資料2】議事の運営について（案）

【資料3】事務局説明資料

【資料4】データの越境流通に関連する諸外国の規制制度等調査事業報告書(概要版)

(5) 討議概要

第1回研究会の討議の概要は、以下のとおりであった。

① 研究会全体のスコープについて

- 各国が様々な国内規制を設けている中で、自由なデータ流通を実現していくため

に、国際的な調整の仕組みを用意することが必要である。

→ 本研究会を通じて、国際法の調整原理の基礎とされる共通原則を抽出する際に参考とすべきアプローチ等についてご議論をいただけるとよい。(事務局)

- DFFT (Data Free Flow with Trust : 信頼ある自由なデータ流通) を国際的な仕組みとして位置付けるにあたり、どのような規模で取り組むことを想定しているのか。特定地域や二国間の関係に限定するのか、グローバルな規制を目指すのか。

→ 価値観に近い G7 の各国から議論を始め、G20 へと広げることを想定している。本研究会の趣旨は、データの越境移転ニーズの類型化に基づいて、各国間の課題を発見し調整するための議論を促すことである。日本が問題を提起することで、G7 等の場で DFFT の議論を具体化できるようなものとしたい。(事務局)

- 今回の議論では静的なガバナンスの在り方に重点が置かれている印象を受けるが、動的なガバナンス体制を構築するアプローチも重要である。データ流通の分野においても「アジャイル・ガバナンス」の考え方が必要ではないか。

→ 当省の「GOVERNANCE INNOVATION Ver.2 : アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて」報告書との連携については、検討を行っている。
(事務局)

- 今回の研究会における議論は、国内規制の調整に特化するもので、国際安全保障については範囲とらないという認識でよい。

→ 我が国にとっての安全保障の観点からデータをどのように取り扱うべきか、という点について、本研究会でご議論いただくことに問題はない。(事務局)

- 外国に対して日本が守るべきものを重視するアプローチと、各国に共通する利益や根拠を見出して多国間で規制を検討するアプローチの2つが考えられるが、本研究会では後者のアプローチを採るという理解でよい。

→ G7 を念頭に、ある程度共通の考え方が抽出されるとよい。(事務局)

② OECD のフレームワークについて

- データの越境移転に関するルール形成を検討するにあたっては、国内法か国際法かという二元論に捕らわれることなく、それぞれの関係性、射程やメリットとデメリットを検討し、どのようなアプローチが適しているのか、様々な可能性から探るのが良いのではない。
- 民間における標準化の取組も DFFT を実現する手段として重要なのではない。EU ではデータガバナンス規則や GAIA-X といった民間の枠組みを通じてトラストを担保する取組が展開されている。

③ データローカライゼーションの是非について

- データローカライゼーションに関する議論においては **PRISM**（米国監視プログラム）の影響が大きかったと認識している。このようなガバメントアクセスの脅威が実際の問題としてどの程度存在するのか、併せて考える必要がある。
- データローカライゼーションを検討している新興国の事情を把握することは重要である。その上で、日本においてもデータローカライゼーションが必要だという主張が見られるため、我が国としての必要性についても考える必要がある。
- 各国の様々な懸念を軽減するトラストはどのようなものであるべきか、議論が必要である。新興国の立場からすれば、データフリーフローでは先進国に囲い込まれる不安がある。そのような不安を軽減するためにはどのような仕組みが必要か、競争政策やデータアクセス法制を含めて考える余地があるのではないか。
- 実際問題として、日本の **Consumer Data** が一方的に国外に流れているという現実があり、多大な影響を受けているセクターもある。そうした状況に対して、少なくとも **Reciprocal** に対応するツールとして、広い意味でのローカライゼーションは排除すべきではない。

④ 企業のニーズについて

- 日本との関係や分野・領域等によって各国の事情は異なる。データの種別等の観点からも整理できるとよい。
- 実務家の視点に立つと、直接的な規制と間接的な規制が存在する。EU のデジタルプロダクトパスポートでは、データの流通はオープンであるとしながらも、データを扱う法規がサプライチェーン全体を対象とすることで間接的な規制が行われている。
- 対応しなければならないルールが拡大している。事業者側は、様々な国で規制が制定される中で、それらに追いつくことで精一杯となっている。本研究会では、ルールを作るルールについても議論できるとよい。
- **DFFT** の狙いは、データ流通に関わる関係者のペインポイントを解消することにあるため、今後の取組によってペインポイントの解像度が上がることを期待している。
- **G7** への提案に当たっては特定の業種の課題なのか、業界横断的な課題なのかといった整理を行い、日本政府として解消すべきペインポイントがどこにあるのかを特定できるとよい。また、センシティブで合意に時間がかかる競争領域と、カーボンフットプリントやデューデリジェンスといった協調領域を整理することも重要である。

- G7でのアウトプットを目指しつつ国内法の調整を行うということであったが、相手国でも同様のニーズがある分野やセクターが無ければ合意は難しいのではないかと。米国やEUと議論する場合はどのようなものになるのか。政府同士の場合に限らず、民間にも開かれたフォーラムを活用してもよいのではないかと。

⑤ 新興国について

- 将来的には、各国の各論に立ち入る中で、インドの農業データやベトナムのEコマースといった相手国のビジネスニーズについても深掘りする必要がある。
- 対象国にベトナムが挙げられているが、DFFTが先進国の概念として捉えられることが多い中で、ASEAN諸国を包括的に交渉相手に選んでいくことは、DFFTが新興国にとってもメリットが享受できるものと示すよいメッセージになる。
→ ベトナムは規制が特殊であり、国内企業からも不安の声が多く上がっていることから対象とした。DFFTが先進国の押し付けであると受け取られることは好ましくないため、G20等の場に議論を持ち込むことを踏まえると、ASEAN諸国を分析のスコープに組み込むことは重要だと考えている。(事務局)

⑥ 全体のまとめ

- 企業のニーズを整理し、データ越境移転における課題を可視化していくボトムアップかつ実務的なアプローチに対して、多くの委員から賛同をいただいた。その上で、このアプローチについては、協調領域や相手国と一致した領域によって国際社会への打ち込み方が変わるのでないかとの指摘もあり、今後の議論が必要である。
- 論点として、ガバメントアクセスやデータローカライゼーションの問題が指摘された。また、越境移転をどのように定義するのかという点についても整理する必要があると考えられる。加えて、議論の対象となるデータとは何か、何が個人情報にあたるのかについても整理する必要がある。今後議論する上で、これらの論点について検討を進めていきたい。

2.2 第2回研究会

(1) 開催日時

令和3年12月9日（木）15:00～17:00（オンライン開催）

(2) 出席者

全委員、オブザーバー

(3) 議事次第

1. 開会
 - (1) 開会・資料確認（事務局）
2. 議事
 - (1) 企業ニーズの整理について（事務局）
 - (2) 各委員からの事例紹介
 - ① 渥美委員（(株)日立製作所）
 - ② 鬼頭委員（Fintech 協会）
 - ③ 佐藤委員（楽天グループ(株)）
 - ④ 藤原委員（トヨタ自動車(株)）
 - (3) 自由討議
3. その他（事務連絡）
4. 閉会

(4) 配布資料

議事次第

- 【資料1】事務局説明資料
- 【資料2】渥美委員説明資料
- 【資料3】鬼頭委員説明資料
- 【資料4】佐藤委員説明資料
- 【資料5】藤原委員説明資料

(5) 討議概要

第2回研究会の討議の概要は、以下のとおりであった。

① データ越境規制に関する企業側の課題や障壁（ペインポイント）について

- 各国毎にデータの定義が異なり、定義が不明確な場合に規制対象に該当するか否かの判断が難しいため、データや越境移転の定義に関する国際的な共通化が必要である。

- 各国のデータ関連法規制の内容についての調査には、多大なコスト・時間を要するため、各国の経済政策等に明らかに影響しない非個人データについては、規制対象外（ホワイトリスト）として明確化してほしい。
- 各国政府機関によるデータ越境移転規制について調査した情報を、企業が活用可能な形で公開してほしい。
- グローバル企業が保有する従業員のデータについては、同一企業グループ内であれば、自由に越境移転を可能とすることが望まれる。
- 各国法規制は定期的にアップデートされるため、最新のデータ越境移転に関する法規制について正確に把握した上で対応するためには、相応の人員・体制が必要となる。
- BCR（Binding Corporate Rule）を取得している企業も、日本の個人情報保護法の対象となるデータの越境移転においては、同法上の越境移転規制が適用され、移転先の法規制を確認・評価する必要がある。
- 欧州の十分性認定国である日本とカナダ、ニュージーランドなどとの間でデータ移転する際、「十分性」という国際的に一定の信頼を獲得できる保護水準を認定されている国同士であるにもかかわらず、互いの越境移転規制のもとでの移転が必要となる。
- 現状では、日本は個人情報保護法と同等水準国として EEA 及び英国のみを認定しているが、ビジネス上の関係が強くデータの越境移転についてのニーズの高い「十分性認定国」とも相互に認定しあうことで、一定の保護レベルを担保した円滑な越境移転が実現するのではないかな。
- BCR 等の国際的な認証やフレームワークを個人情報保護法の越境移転規制の中に位置づけることで、適切な保護環境下における円滑なグループ間のデータ移転が実現するのではないかな。
- 中国では、データ関連の規制の対象や基準が不透明であり、次々に新しい規制が定められるため、全てに対応する十分な時間が与えられず、突然サービスが停止するというリスクがある。
- 欧州では、「デジタル製品パスポート」と呼ばれる、製品に関連付けられたデジタル情報を EU に提出し、その情報を製品のライフサイクルにわたって管理する仕組みが検討されている。この仕組みが実現された場合、影響範囲が自社だけではなく取引先も含むサプライチェーン全体にわたることとなるため、関連業界に広く影響を与えることが予想される。
- デジタル情報に関する規制であるにもかかわらず、トレーサビリティを理由に、現実の世界にまで強く影響し、例えば、日本国内でも工場生産や調達・物流まで

も実質的に EU に管理される懸念がある。EU によるデータ本体への制約を通じた囲い込みであり、デジタルインフラが分断されることによる運用の非効率性や欧州のデジタルツールの標準化によるベンダーロックイン等の実務上の障壁が発生すると考えられる。

- 現在、世界各国でデータに関する様々なルールが適用されているため、各国の制度の調査と制度への対応に非常に苦労している。また、世界各国の拠点でソフトウェア開発を行う場合に、個人情報の越境移転も大きな課題となっている。

② データの越境移転の定義について

- データの越境移転を、データが保存される所在地の移転と捉えるのか、またはアクセス権者の移転と捉えるのかによって、適用法規が変わってくる。
- 企業では、データの越境移転をどのように定義しているのか。
 - まだ社内でも統一的な定義はない。
 - 異なる国の間でデータがやり取りされている場合は、越境移転が発生していると言えるのではないか。
 - データの所在地とアクセス権者の移転の両方を含むものがデータ越境移転であると理解している。どちらが良いのかについては、社内でも結論は出ていない。
 - 越境移転の定義を定めるのではなく、日々の実務の中で各国の法規制の対象となるものをデータの越境移転の問題として捉えるというアプローチを採っている。現地で収集・生成したデータを日本に送って利用する場合のほか、グローバルなサーバーに集約したデータに各国からアクセスしたり、現地のデータに直接アクセスしたりする場合も越境移転であると捉えている。
- データの越境移転に似た概念として技術移転がある。技術移転では各法律によって目的とする法益が変わり、越境を認識するタイミングが異なる。外為法では、技術情報が日本国の管理下にあるかどうかが重視されるため、クラウド上で暗号化され管理されている技術情報を、国内で復号するのは問題ない一方で、海外で復号した場合は違反となる。規制すべき越境移転をどのように定義するのかは、何を法益と考えるのかに依拠する。
- 何を越境移転とするのかという整理は重要なアプローチだと思われる。個人情報保護法以外にも意識すべき法令や観点等があるのかを洗い出すことも必要ではないか。
- 自らデータを取得する主体となる事業者とそのような主体からデータ処理等の委託を受ける事業者のそれぞれにとって懸念されるポイントを具体的な事例から洗

い出し、議論の叩き台にできると良い。

- 本研究会において、データの越境移転の概念をどのように定義し、どこまで扱うかを整理すると、議論が円滑になる。データの越境移転とは、データのインフローなのか、アウトフローなのか、あるいは両方含むものであるのか、多様な類型が考えられる。
- 本研究会の目標の一つとして、データの越境移転の状況を類型化することを目指している。データの越境移転が具体的にどのような形で行われているのか、それを整理することで、既存の法規制や国際法上でどのような問題が起きているかを分かりやすく示せるような枠組みとしたい。(事務局)
- 国際社会へ提案の前段階として、現状の国際的な枠組みによる規律ではどのように整理されているのかについても、考察を行う必要があるのではないか。

③ 今後の対応策について

- 越境移転や安全性等の定義が曖昧であるため、各企業が各国の法規制を把握するための調査を行わなければならない、これが大きな負担となっている。このような課題に対しては、例えば EPA や投資協定ですでに取組があるように、定義の曖昧さやルールの不明確さ、また企業の悩みを相手国に対して打ち込むことができる政府間の正式なチャンネルをつくる、企業がアプローチできるコンタクトポイントを用意することが非常に重要である。
- 法規制のようなハードルールだけではなく、政策ガイドラインのような、基本的な考え方の整理を行うソフトルールについての議論を進めることは重要である。懸隔点が各国で大きい問題の場合には、フォーラムとしても、国だけではなく、企業や有識者が参加するマルチステークホルダーでのソフトなルールのあり方について議論するというアプローチもあるだろう。データの越境移転に関しても、OECD や APEC 等のフォーラムを効果的に活用できると良い。
- データローカライゼーションをはじめとする関連法規制について、常に最新の情報を把握することは非常に難しく、負担が大きい。しかし、規制に関する情報へのアクセスは、本来、各国政府の役割ではないか。このような法規制に関するアクセシビリティの確保が、自由なデータ流通の大前提になると言える。
- 「データ」や「越境移転」等の概念を共通化するため、国際的なフォーラムで活発な議論を展開することが非常に重要である。GDPR は各国の参照先となっているため、基本的な概念についてはアジア諸国間でも大きな相違が無く、国際的な議論が行いやすい環境が生まれている。

④ 全体のまとめ

- 企業各社のプレゼンテーションから共通して読み取れる課題として、データの越境移転先国の最新の法規制について把握するために、企業が常に調査を行う必要があり、これが非常に大きなペインポイントになっているという点が明らかとなった。今後、政府がどのような形でどのような内容の情報提供を行うかが、今後の重要な検討課題になると言える。
- 越境移転に関する実際の法制度と現実の法運用との間にギャップがあることが多いため、各国の法制度が実際の政治状況の中でどのように運用されているのかについても、調査の方法を考える必要がある。このような情報について、政府はクリアリングハウスのような形で、ハブとして機能することが期待されるのではないか。今後この点についても、具体的に議論することが重要である。
- データの越境移転の定義に関する議論があったが、今後、この研究会における定義を検討していくことに加えて、国際間での一致に向けた検討を進めていくことが重要である。

2.3 第3回研究会

(1) 開催日時

令和4年2月24日（木）14:00～16:00（オンライン開催）

(2) 出席者

全委員、オブザーバー

(3) 議事次第

1. 開会
（1）開会・資料確認（事務局）
2. 議事
（1）本年度報告書案について（事務局）
3. その他
（1）経済産業省挨拶
4. 閉会

(4) 配布資料

議事次第

【資料1】事務局説明資料

【資料2】データの越境移転に関する研究会 報告書（案）

(5) 討議概要

第3回研究会の討議の概要は、以下のとおりであった。

① 報告書（案）全体について

- 報告書で使用している「越境移転」や「データローカライゼーション」、「信頼」などの用語について、その定義を明確にし、十分な説明を記載する必要がある。
 - データ主権に関する記述がやや不足している印象である。欧州や中国、米国などのデータ覇権を争っている国においては、自国のデータ主権を守るとともに、他国のデータ主権を尊重するという形で信頼関係を築くことが重要であるため、そのような点も分かりやすく説明いただけるとよい。
 - 本報告書では、データローカライゼーションの撤廃を目指しているのか、それとも、現実的な解決策としての共存を目指しているのか。本報告書内でのデータローカライゼーションに対する姿勢を明確にしたほうがよい。
- データローカライゼーションについては、通商法の分野では議論が進んでいる

ため、その交渉と本研究会におけるプラグマティックなアプローチとの補完性を検討していきたい。(事務局)

→ データローカライゼーションもデータトランスファーの重要な一部であるという問題意識を、対外的なメッセージとして示すことが重要ではないか。

- DFFT とガバメントアクセスは表裏一体であるため、経済安全保障に関わるデータ越境移転を議論する際に、本報告書中にガバメントアクセスについての言及がないことには、やや違和感がある。

→ ガバメントアクセスやデータローカライゼーションについては、通商法で直接的に対応しているため、本研究会では、ルール自体ではなく、ルールが整備されるまでのデータの流通をサポートしていきたい。また、ガバメントアクセスについては、海外の問題はあえて強調しない方針としている。(事務局)

→ G 7 では、DFFT に関する協力のためのロードマップが採択されている。4 つの重要協力分野の中にデータローカライゼーションやガバメントアクセスも含まれているため、そちらを参照する形で、データ共有のアプローチや規制協力につなげていくという位置づけにしてはどうか。

- 今回の報告書の全体の背景として、既存の DFFT 政策に関する具体的な説明があるとよいのではないか。
- 本報告書では、各国によるデータ流通を妨げる規制の紹介はあるが、データ流通を進めるための施策には触れられていない。国際的な報告書の中では、各国のデータ流通の取組状況が紹介されている。
- 国内のデータ関連政策と対外的な DFFT の枠組みとの関連性や整合性を示せるとよい。
- 本報告書において、もう一段、具体的な想定や選択肢を提示することでできれば、国内外の議論の喚起につながり、報告書の価値がより高まるのではないか。

② 報告書（案）第 1 章について

- 第 1 章の類型について、なぜこのような類型としたのか、その理由を説明した後、各類型の説明を記載してはどうか。
- 今回の類型化の意味を具体的に示すことが重要である。例えば、日本の産業や企業の課題から例示すると説得力が増すのではないか。なぜ、これらのケースを選んだのか整理し、説明を深めていただけるとさらに分かりやすくなると思われる。
- 第 1 章の類型化について、類型化の基準が混在している印象を受ける。類型別に課題が整理されているが、その課題は類型 1 ～ 6 に限られるものではないのではないか。

- データのライフサイクルごとに課題が整理されているが、各ライフサイクルと越境移転の関係をもう少し抽象的なレベルで整理した上で、ビジネスモデルなどの具体論に進むと理解しやすいのではないか。
- 今回実施した企業ヒアリングについて、ヒアリング調査の概要や対象企業の選定基準等についても説明があるとよい。

③ 報告書（案）第2章について

- 各国の法制度の概要は整理されているものの、各国の文化的な背景にまでは十分に踏み込めていない印象である。法制度の背景についても検討した結果を記載する必要があるのではないか。
- 第2章の各国の選定基準についての説明があると分かりやすい。また、関連法制についても、何を基準にしているのか、やや曖昧な印象を受けるため、もう少し体系的に記載していただけるとよい。
- 第2章について、各地域で事業に関わる主体にヒアリングすることにより、より分析を深めていただくことを期待したい。

④ 報告書（案）第3章について

- 「今年度のまとめ」として挙げられている5つの課題がどのような流れで整理されたのかを示していただけるとよい。
- 企業に対するヒアリング結果や各国制度の概要と、第3章の5つの課題領域との関係性をもう少し明示的にご説明いただけるとよい。
- 「データの越境移転に関して基本的な価値観を共有する国」について、長期的な観点で書かれていることを説明する必要があるのではないか。
- タクソノミーは扱うべきではないという結論に至ったのか、それとも、困難であるが今後扱っていくという問題意識なのか。
 - 企業からはタクソノミーの要望が多いが、政策担当者などからは現時点では非常に困難であるという意見もいただいている。今後検討する可能性は十分に視野に入れている。（事務局）
- タクソノミーについては、今後の検討の可能性が排除されている印象を受けたため、記載内容について調整をいただきたい。
 - 企業から統一してほしいという意見があるため、記載については調整したい。（事務局）
 - ビジュアル化できれば、企業も理解しやすいのではないか。違いを可視化するという意味で、前向きな姿勢が伝わるような記述が望ましい。また、日本国内

ではこのようなテーマの分類は無理だという印象を与えてしまうのは望ましくないため、日本の定義を示した上で、グローバルでは統一が難しいことも説明してはどうか。

- 第3章において、今後は個人情報だけではなく、非個人情報にも着目していただきたい。また、データローカライゼーションに加えて、ガバナンスアクセスについても、企業として日常的に確認が必要な部分であるため、記述に含めていただけるとよい。
- 相互運用性においては、認証の仕組みなど、日本企業が競争力を高める上で機能する制度を目指して議論する必要がある。

⑤ 今後の方向性等について

- 本報告書の翻訳版は、各国の大使館や政府等にも共有し、意見をいただく予定である。
→ 寄せられた意見は、ぜひ本研究会にもフィードバックしてほしい。
- 企業の経営者に DFFT の重要性を理解してもらうために、要約版の作成などについても、ぜひ検討していただきたい。
- データ主権や経済安全保障の面で DFFT やトラストをどのように位置付けていくかについては、今後も引き続き議論していく必要がある。
- 本研究会のゴールが、G7への提案であることには変わりはない。今年度は課題の抽出を目標としていたが、来年度の研究会では、今年度よりさらに深い議論を目指し、最終的には各領域で専門家の皆様にご議論いただきたいと考えている。
(事務局)

第3章 データの越境移転に関する規制制度等の調査

1. 調査概要

(1) 目的

令和3年度「データの越境流通に関連する諸外国の規制制度等調査事業」等の過去に実施された調査報告書を参考にしつつ、各検討会における議論に必要となる各国・各地域で検討、導入されているデータの越境移転に関する規制制度等の情報収集・分析（文献調査及びデスクトップ調査）を行った。

(2) 実施内容

令和3年度「データの越境流通に関連する諸外国の規制制度等調査事業」のほか、経済産業省が独自に実施した調査結果に基づき、EU、米国、カナダ、中国、インド、ベトナム、インドネシア等におけるデータ関連規制（域外移転規制及びローカライゼーション規制等）についての整理を行った。

なお、上記調査における「域外移転規制」及び「ローカライゼーション規制」の定義は、それぞれ以下のとおりとなっている。

表 2 域外移転規制及びローカライゼーション規制の定義²

用語	定義
域外移転規制	個人データが国境を超える際に、個人情報保護が不十分な国へと個人データが移転されることによって当該データが侵害される事態を防ぐため、移転元の国の個人情報保護法制の趣旨を及ぼすという観点からの規制
ローカライゼーション規制	国内産業の保護や安全保障の観点からデータを国内にとどめるべきという観点からの規制であって、データが特定の法域内で、排他的又は非排他的に、保管又は処理されることを義務づけるもの

以下には、上述の調査対象国のデータ関連規制の現状についての調査結果を掲載するとともに、経済産業省が実施した企業ニーズに関するヒアリング調査とその分析結果をあわせて記載する。

² 令和3年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（データの越境流通に関連する諸外国の規制制度等調査事業）報告書概要版（委託先：西村あさひ法律事務所）
(https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/data_ekkyo_iten/pdf/001_04_00.pdf)

2. 調査結果³

(1) 各国データ関連規制の現状

各国で導入されているデータ関連規制について、越境移転規制とローカライゼーション規制（以下「国内保存・国内保管義務にかかる規定」という。）を整理した。

越境移転規制の対象となる情報や越境移転が許容されるための要件、国内保存・国内保管義務の有無や内容といった各国法令における規定が国によって大きく異なっており、グローバルに事業展開を行う企業の各国法令への対応コストは、近年ますます大きくなってきていると言える。

① 各国における越境移転規制の概要

EU、米国、カナダ、中国、インド、ベトナム、インドネシアにおける域外移転規制の概要は、以下のとおりである。

表 3 各国の域外移転規制の概要

	法令名	規制の対象となる情報	規制の対象者	越境移転が許容されるための要件			
				当局の認証等	所定の契約	本人の同意	その他
EU	GDPR	個人データ（識別され又は識別可能な自然人に関する情報）	管理者又は処理者	可能（十分性認定）	可能（SCC、ad hoc 契約）	可能	拘束力ある社内規程、公的機関の認証、契約の履行の確保、重大な公益・生命の保護等
米国	（個人情報保護法制上は、規制なし）						
カナダ	（個人情報保護法制上は、規制なし）						
中国	個人情報保護法	個人情報（識別され又は識別可能な自然人に関する匿名化していない情報）	個人情報取扱者	他の手続（本人同意）と組み合わせ可能（※1 ⁴ ）	他の手続（本人同意）と組み合わせ可能（※1）	他の手続（安全評価等）と組み合わせ可能	安全評価、法令の定めるその他の条件（※1）

³ 本節の記載内容は、経済産業省により執筆された「データの越境移転に関する研究会 報告書（概要説明資料）」及び「データの越境移転に関する研究会 報告書」から転載したもの。

(https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/data_ekkyo_iten/20220228_report.html)

⁴ （※1）重要情報インフラの運営者又は取り扱う個人情報が一定数に達する個人情報取扱者に該当する場合には依拠不可。

	法令名	規制の 対象と なる情報	規制の 対象者	越境移転が許容されるための要件			
				当局の 認証等	所定の 契約	本人の 同意	その他
	サイバー セキュリ ティ法	①個人情報 （自然人の身 分を識別可能 な氏名等の情 報）、及び②重 要データ（国 の安全、経済 発展等に密接 に関連するデ ータ）	重要 情報イン フラ運 営者	（規定 なし）	（規定 なし）	（規定 なし）	安全評価
	データ セキュリ ティ法	国の安全・利 益や国際的義 務の履行の維 持に関連する 管理品目のデ ータ	（規定 なし）	（規定 なし）	（規定 なし）	（規定 なし）	輸出管理
		重要データ	重要 情報イン フラ運 営者	（規定 なし）	（規定 なし）	（規定 なし）	安全評価
			その他の データ 処理者	（規定 なし）	（規定 なし）	（規定 なし）	別途法令で 定める
	インド	（個人情報保護法制上は、規制なし）					
ベトナム	個人情報 保護に 関する 政令案 （※2 ⁵ ）	個人情報（個 人に関する情 報、又は特定 の個人を識別 し若しくは識 別可能な情 報）	個人情 報に関 係する 機関、 組織及 び個人	他の手 続（同 意、国内 保存等） と組み 合わせ て可能	（規定 なし）	他の手続 （国内保 存、当局 承認等） と組み合 わせて可 能	（規定なし）
インド ネシア	2019 年 政令及び 2016 年 省規則	個人情報（直 接又は間接に 個人を識別で きる情報）及 び個人データ （保管・管理 され、秘密性 が保護されな ければならな い情報）	電子シ ステム 提供者	（規定 なし）	（規定 なし）	（規定 なし）	通信情報大 臣との連携

⁵（※2）法案段階の規制

	法令名	規制の対象となる情報	規制の対象者	越境移転が許容されるための要件			
				当局の認証等	所定の契約	本人の同意	その他
	個人データ保護法案(※2)	個人データ (保管及び管理された一定の個人データであって、その秘密性が保護されるべき情報)	管理者	(規定なし)	可能	可能	移転先国の規制の同等性、国家間同意の存在

② 各国におけるデータの国内保存・国内保管義務の概要

EU、米国、カナダ、中国、インド、ベトナム、インドネシアにおけるデータの国内保存・国内保管義務の概要は、以下のとおりである。

表 4 各国におけるデータの国内保存・国内保管義務の概要

	法令名	規制されるデータ	規制の対象者	義務の内容
EU	(個人情報保護法制上は、規制なし)			
米国	(個人情報保護法制上は、規制なし)			
カナダ	(個人情報保護法制上は、規制なし)			
中国	個人情報保護法	個人情報	①国家機関、②重要情報インフラ運営者、③一定数に達する個人情報の取扱者	国内保存義務・安全評価
			個人情報取扱者	国外の政府機関への提供につき主管機関の認可
	サイバーセキュリティ法	個人情報及び重要データ	重要情報インフラ運営者	国内保存義務・安全評価
	データセキュリティ法	重要データ	重要情報インフラ運営者	国内保存義務・安全評価
			その他のデータ処理者	別途法令で定める

	法令名	規制されるデータ	規制の対象者	義務の内容
		(規定なし)	中国国内の組織又は個人	国外の政府機関への提供につき主管機関の認可
インド	支払システム情報の保存に関する政令	支払システム情報（エンドツーエンドの取引詳細及び情報）	認可対象となる支払システムの提供者	国内のみでの保存義務
	電気通信分野における統一ライセンス法	サービス利用者の財務情報及び利用者情報	電気通信サービス事業者	国外への移転禁止
ベトナム	サイバーセキュリティ法	個人情報に関するデータ、サービス利用者の関係に関するデータ又はサービス利用者の作成したデータ	ネットワーク上のサービス提供者事業者	国内保存義務及び国内拠点設置義務
	政令 72 号	(規定なし)	オンラインサービス事業者	国内サーバー設置義務
インドネシア	2019 年政令	(規定なし)	公的機関から任命された電子システム提供者	国内での管理・処理・保存義務
	金融庁規則	(規定なし)	ノンバンク金融機関、商業銀行等	国内保存義務

(2) データの越境移転に関する企業ニーズの整理

以下には、経済産業省が実施した企業ヒアリング調査結果に基づく、データ越境移転に関する企業ニーズの分類を示す。

① 類型1：オンラインアプリ企業の商品開発におけるデータの利活用

企業ニーズの「類型1」は、オンラインアプリ企業の商品開発におけるデータの利活用におけるニーズである。

類型1：オンラインアプリ企業の商品開発におけるデータの利活用

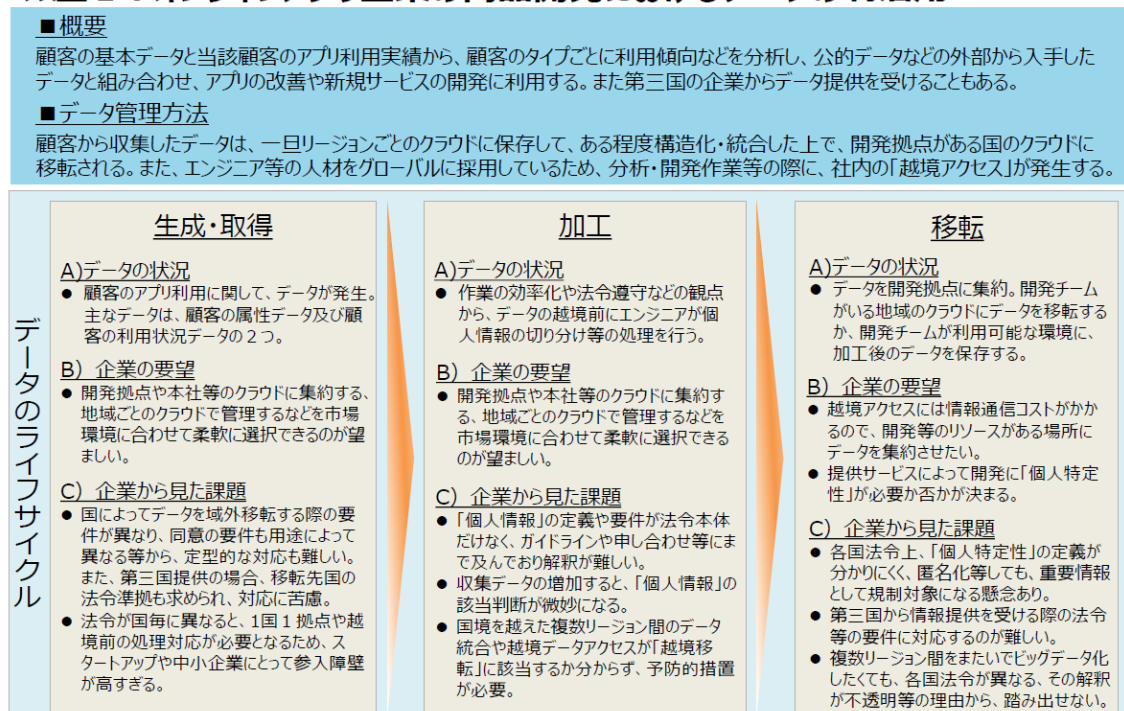


図2 類型1の概要

顧客の基本データと当該顧客のアプリ利用実績から、顧客のタイプごとに利用傾向などを分析し、公的データなどの外部から入手したデータと組み合わせ、アプリの改善や新規サービスの開発に利用する。また第三国の企業からデータ提供を受けることもある。

商品開発に関連して収集されるデータには、大きく分けて利用登録時に提供されるデータ（顧客の属性：性別、年齢、居住地域など）、顧客のアプリの利用から生成されるデータ（アクセス頻度、選択される情報の傾向など）がある。個人情報などの越境移転について、厳しい条件を課している国・地域に対する対応や規制の違い・フラグメンテーション（細分化）の拡大などの理由から、一旦各市場の商用クラウドにデータを保存し、データを「リージョン」（データセンターが設置されているエリア単位）内である程度構造化・統合した上で、開発拠点がある国のクラウドに移転するとの回答が多かった。ま

たエンジニアを始め人材採用をグローバルに行い、分析や開発にかかる作業や社内の打ち合わせを完全にオンライン化している企業も多く、このような社内の「越境アクセス」について各国法令との関係を懸念する声が上がっている。一方で、ユーザーエクスペリエンス向上のために必要なデータは、リージョンあるいは国毎に管理するほうが望ましいと回答する企業もあった。

データの管理については、特にアプリ提供会社は中小企業やスタートアップが多いことから、ほぼ全ての社から、市場ごとにサーバーを設置し、個人情報除去するなど情報を加工するプロセスを配置することはコストの観点から非常に難しいとの回答があった。またセキュリティの観点からミラーサーバーへのバックアップは必須であるが、越境移転に関する条件が厳しくなることで、日常的なバックアップが困難になることを懸念する意見もあった。更にサーバー拠点の数を限定する場合、世界中に散らばっているエンジニアがサーバーにアクセスすることが必要になるが、これが越境移転に当たるのか、など法的不透明性を懸念点として上げる企業もあった。各国で、個人情報のみならず、セキュリティなどの観点から多様なデータを対象とした規制が導入されつつあるため、新たな地域への事業拡張や臨機応変なデータ・情報の統合・分割を行うための法令遵守やリスクマネジメントにかかるコストが増大しており、ビジネスモデルを構築していく上での障壁になっているとの声もあった。(一部の社は、法的不透明性が極めて高い国からのアクセスは完全に遮断していると回答)。

② 類型2：収集したデータを業務委託のために海外の第三国企業に移転

企業ニーズの「類型2」は、収集したデータを業務委託のために海外の第三国企業に移転する際のニーズである。

このタイプのデータ越境移転については、具体的なビジネス事例を用いて、データのライフサイクルと障壁について概説する。

当該企業は、モバイルペイメントサービスとオンラインブッキングプラットフォームサービスを提供する。海外のクラウドを利用してサービス提供しているが、一部業務を海外企業に委託（共同利用含む）している。社の規模は大企業で、グローバルに事業を展開している。

取り扱う情報のうち、特に法令との関係で取扱いに注意が必要であるのが、個人情報に関わるもので、利用登録時に提供されるデータ（顧客の属性、すなわち性別、年齢、居住地域など）、顧客のサービスの利用から生成されるデータがある。データの利用方法は、ユーザーエクスペリエンスの向上、サービス改善・開発、及び支払いアプリの連携による他社アプリ・サービスとの連携が主な用途。ユーザーエクスペリエンスの向上などに使われるデータは、クラウドにリージョン毎に収集・保存され、そこで利用・加工される。開発目的で個人情報そのものを集約することは、現時点では殆ど行っていない。海外事業者が委託業務において収集したデータを取扱う場合には、データが収集された

地域から別地域のクラウドへ越境移転、あるいは越境アクセスする。

類型 2：収集したデータを業務委託のために海外の第三国企業に移転

■概要

モバイル決済サービスとオンラインブッキングプラットフォームサービスを提供してグローバルに事業展開を行っている大企業が、海外のクラウドを利用してサービス提供しており、その一部業務を海外企業に委託（共同利用含む）している。

■データ管理方法

顧客のアプリ利用によって発生したデータは、ユーザーエクスペリエンスの向上、サービス改善・開発、及び支払いアプリの連携による他社アプリ・サービスとの連携等に利用。ユーザーエクスペリエンスの向上等に用いられるデータは、リージョン毎に収集・保存され、そこで利用・加工されるが、海外事業者の一部業務委託のために、越境アクセスもしくは越境移転が発生する。

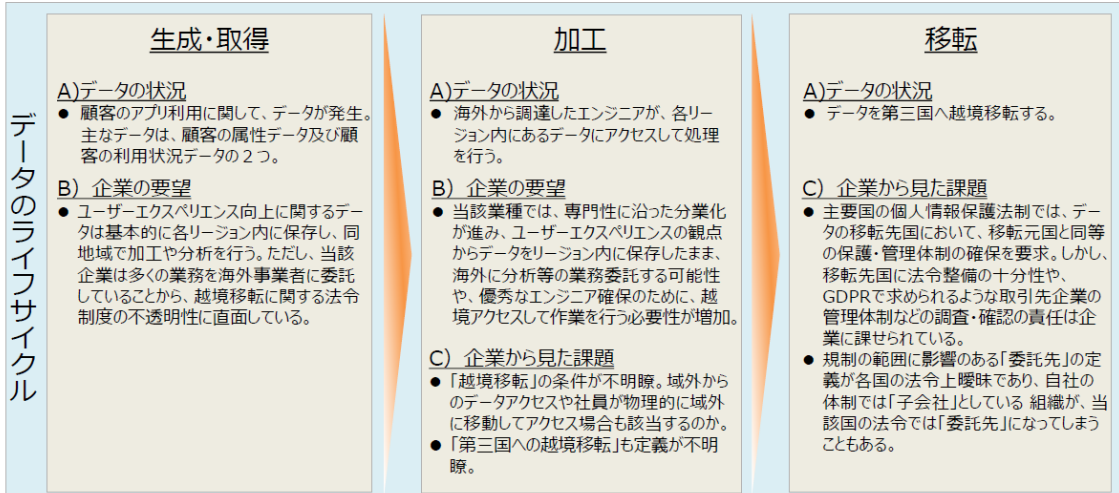


図 3 類型 2 の概要

③ 類型 3：IoT を介して海外からリアルタイムにデータを収集・分析 (個人情報明らかに含まれない場合)

企業ニーズの「類型 3」は、IoT を介して海外からリアルタイムにデータを収集・分析する際（個人情報明らかに含まれない場合）のニーズである。

グローバルに販売した機器等について、IoT プラットフォームを活用し、稼働状況やそれに付随する稼働環境、修理等に係るデータを海外からリアルタイムに収集・分析することで、故障の発生予測やそれを元にメンテナンス計画の最適化などを行う。

ほとんどの企業が、現時点では機器のセンサーから集約したデータは、現地の事業者ないし代理店のサーバーに保存（現地のリージョンクラウドかオンプレミスに取得・保存）している。顧客データも含めて、代理店が管理していることが多く、その場合はデータを本社に移転させる整理になっていない。今後 IoT 経由で収集したデータを活用していく際の分析は本社で行うことを想定していることから、代理店との契約関係などの見直した上で、データは本社所在地にあるクラウドサーバーに保存することを考えている。

IoT データは、収集された時点では、テキストメッセージや音声データなど加工が必要なものから、重量やスピード、温度などの定量情報など多岐にわたるが、個人利用で

はない IoT 機器から収集されるデータは「個人情報」を含まない。他方で、法制度によっては、個人情報が含まれない情報であってもセキュリティなどに関わる情報として、越境移転が制限されることがある。

類型3：IoTを介して海外からリアルタイムにデータを収集・分析

(個人情報が含まれない場合)

■概要

グローバルに販売した機器等について、IoTプラットフォームを活用し、稼働状況やそれに付随する稼働環境、修理等に係るデータを海外からリアルタイムに収集・分析することで、故障の発生予測やそれを元にメンテナンス計画の最適化などを行う。

■データ管理方法

現時点では、取得先で個別に保存されているが、今後、IoT経由で本社のクラウドサーバー等データを集約し、利活用される予定。センサーから取得したデータは個人利用ではないIoT機器から収集されるため、個人情報を含まないが、セキュリティに係る情報として、越境移転が制限されることがある。

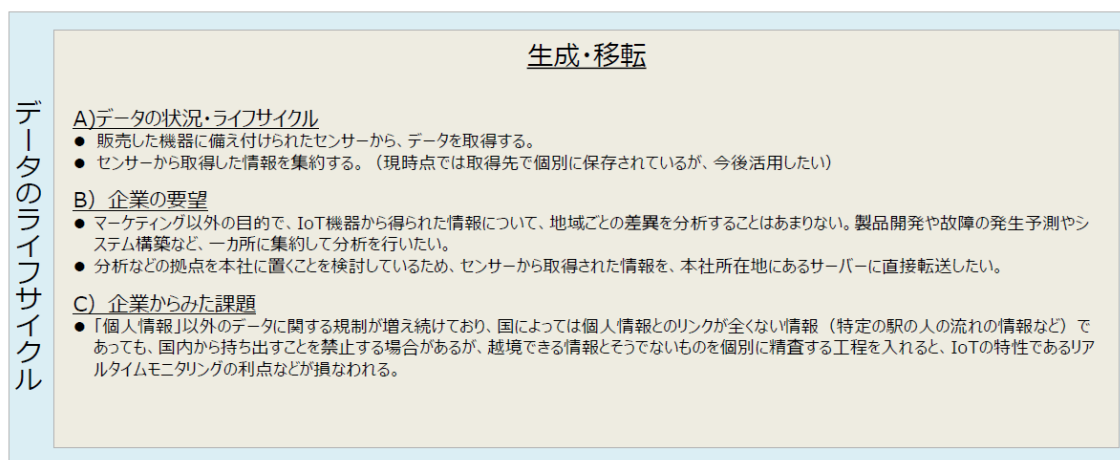


図 4 類型3の概要

④ 類型4：IoTを介して海外からリアルタイムにデータを収集・分析

(個人情報が含まれる場合)

企業ニーズの「類型4」は、IoTを介して海外からリアルタイムにデータを収集・分析する際(個人情報が含まれる場合)のニーズである。

グローバルに販売した機器からIoTプラットフォームを活用し、機器のオペレーションやそれに付随する稼働環境(標識などのインフラや、位置情報、人の流れなどカメラなどの多種多様なセンサーから集約される情報)、エネルギー消費、決済にかかる情報、搭載ソフトウェアの稼働状況、修理等に係るデータを海外からリアルタイムに収集・分析することで、顧客のニーズを踏まえた商品システムの提供、故障の発生予測、現地環境への適合などを行う。

この類型で取得されるIoTデータは、個人所有の機器からの情報収集であり、品質解析などの観点から顧客自身のIDなどの個人情報を含み得る。また機器の稼働環境に関する情報は、機器の種類によっては、収集できるデータが多種多様(標識・インフラなどの写真・映像、位置情報、事故・ヒヤリハット情報、道路情報、渋滞情報、エネルギー

一消費、気温、人の流れ、決済情報など）であることから、様々な法令によって越境移転の規制対象になり得る。これらの情報は、製品開発や現地の環境適合性を高めるために必要な情報であることから、急に規制が変わる、あるいは解釈が変更になると、一部サービスを停止しなくなればなくなるリスクがある。規制が短期間で不透明な形で変更されることが続くと、情報収集・解析・商品開発までを1国内で実施する圧力となる。しかしグローバルにサービスを展開していく以上、データは複数拠点に置いて常に全世界で同期しておくことで、分析・開発業務やトラブル対応を24時間365日実施できるようにしておくことが望ましい。

類型4：IoTを介して海外からリアルタイムにデータを収集・分析

(個人情報が含まれる場合)

■概要

グローバルに販売した機器等について、IoTプラットフォームを活用し、機器のオペレーションやそれに付随する稼働環境、エネルギー消費等に係るデータを海外からリアルタイムに収集・分析することで、顧客のニーズを踏まえた商品システムの提供、故障の発生予測、現地環境への適合などを行う。

■データ管理方法

個人所有の機器からの情報収集であり、品質解析などの観点から顧客自身のIDなどの個人情報を含み得る。また、機器の稼働環境に関する情報は、機器によって多種多様なデータが収集可能であるため、越境移転の規制対象になり得る。これらの情報には機器の稼働上必要不可欠なものが含まれており、急な規制そのものや解釈の変更によって、一部サービス停止につながるリスクがある。

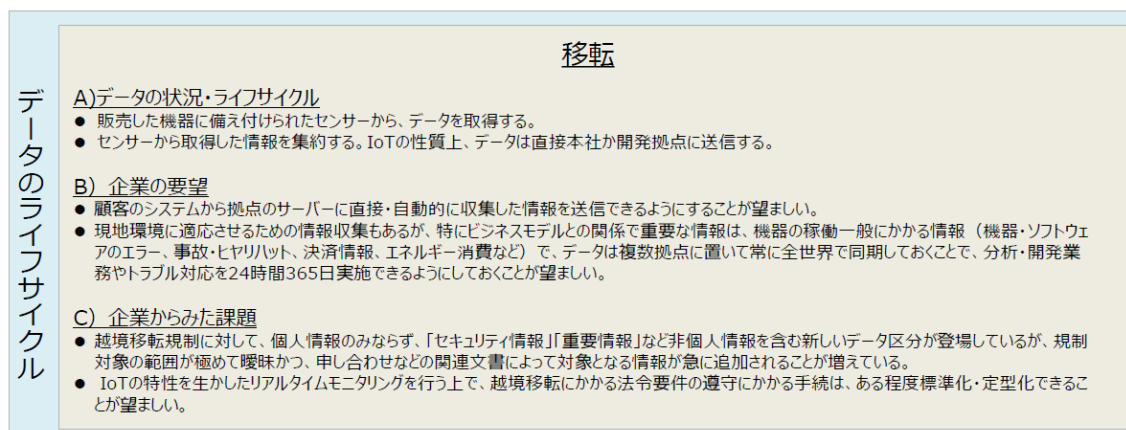


図 5 類型4の概要

⑤ 類型5：プラットフォームサービス・IaaSの提供

企業ニーズの「類型5」は、プラットフォームサービスやIaaS (Infrastructure as a Service) の提供に際してのニーズである。

企業が提供するクラウドなどのプラットフォーム上で、個人アカウントを作成した顧客に、様々なサービスを提供する。あるいは顧客が消費者に提供するサービスに必要なネットワークリソースを提供する。サービスの提供において、プラットフォーム上で、必要なデータを顧客やインターネットから収集・蓄積して、分析・管理を行う工程が含まれる。ここで分析されたデータは広告宣伝システム（ターゲティング広告など）などにも用いられることがある。

類型5：プラットフォームサービス・IaaSの提供

■概要

企業が提供するプラットフォーム上で、個人アカウントを作成し、顧客に様々なサービスを提供。あるいは顧客が消費者に提供するサービスに必要なネットワークリソースを提供。当該プラットフォーム上では、顧客やインターネットから必要なデータを収集・蓄積し、分析・管理されとあり、分析されたデータは広告宣伝システム等に使用されることがある。

■データ管理方法

セキュリティの観点から分散管理を行っているもしくは行うことが望ましいと回答する一方、中には、顧客アカウントに紐づく情報については、法令遵守に係るコストの高さから、分散管理しないし、ビッグデータ化も行わないと回答する企業があった。他方で、ユーザーエクスペリエンス向上に必要なデータは、ローカルで管理するほうが望ましいと回答する企業もあった。

データのライフサイクル	生成・取得 (顧客データ)	生成・移転 (顧客のサービス利用情報)	生成・移転 (セキュリティ関連データ)
	A) データの状況 - 顧客がアカウントを作成。サービス提供に係る分析のために、顧客データや過去のクッキー情報や閲覧記録等を取込む。 - データは現地で管理・分析するものと、本社・開発拠点に直接集約するものとある。 B) 企業の要望 - セキュリティや継続的なサービス提供の観点から、分散管理が最善。 - グローバルで対応するためには、シンプルな対応で、定義・分類等が明らかな制度が望ましい。 C) 企業から見た課題 - 越境移転で制限されるデータの定義等が不明瞭であり、それによる不利益を企業に転嫁。 - 個人情報の移転に係る条件は、国・地域ごとに異なるため、システム上も個別対応が必要。 - 越境移転の条件が非常に複雑であるため、顧客に多種多様な同意を求める必要がある。 - 主要国の法令が、第三国移転において「安全確認」や「十分性確認」の義務を企業に課している。	A) データの状況 - 顧客のサービス利用により、サービス関連データやサポート関連データが発生。 - これらのデータは「非個人情報」とみなし、越境移転して、本社もしくは開発拠点に集約。 B) 企業の要望 - セキュリティや継続的なサービス提供の観点から、分散管理が最善。 - グローバルで対応するためには、シンプルな対応で、定義・分類等が明らかな制度が望ましい。 C) 企業から見た課題 - 越境移転で制限されるデータの定義等が不明瞭であり、それによる不利益を企業に転嫁。	A) データの状況 - 顧客のサービス利用により、サービス生成データが発生。 - これらのデータは「非個人情報」とみなし、越境移転して、本社もしくは開発拠点に集約。 B) 企業の要望 - 顧客のシステムから開発拠点のサーバーに直接・自動的に脅威関連情報を送信できるようにすることが望ましい。 C) 企業から見た課題 - 越境移転で制限されるデータの定義等が不明瞭であり、それによる不利益を企業に転嫁。

図 6 類型5の概要

このビジネスモデルにおいて、最も厳格な個人情報保護法制度である GDPR の規定をふまえ、データポータビリティの担保の観点などから、個人情報である顧客データや顧客が提供しているネットワーク上に保有するデータは原則として顧客自身が管理していると回答する企業がほぼ 100%であった。このような企業では、法令適合性や十分性の確認は、一次的には顧客自身が調査・検討するべきであると整理している。事業目的によっては、個人の顧客に対する事前同意や SCC によるデータの越境移転を行う場合があるが、同意の真正性などの要件は年々厳格になり、また目的ごとに同意が必要である。他方でサービス提供に関連するその他のデータとして、社内のポリシーに従って「非個人情報データ」として扱われる、「サービス関連データ（提供サービスをどの日時にどれくらいの頻度で使っているかなど）」、「セキュリティ関連データ（サイバーセキュリティなど）」、「サポートサービスデータ（不具合の報告など）」の情報がある。これらの非個人情報データは、本社か開発拠点がある地域に集約して分析し、サービス向上のために利用される。ただし個人情報保護以外の法制度によって、非個人情報データに関するコントロールが強める国も増えており、サービス展開の方針決定やデータセンター等のリソース配分の決定における考慮事項は複雑性をますます深めている。

データの管理方法については、セキュリティの観点から分散管理(ミラーリング含む)を行っている、行うことが望ましいと回答する企業が多かった。ただし法令遵守のコス

トの高さから、顧客アカウントに紐付く情報は分散管理しない、ビッグデータ化も行わないと回答する企業もいた。他方で、ユーザーエクスペリエンス向上に必要なデータは、ローカルで管理するほうが望ましいと回答する企業もあった。

⑥ 類型6：サイバーセキュリティサービスの提供

企業ニーズの「類型6」は、プサイバーセキュリティサービスの提供に際してのニーズである。

類型6：サイバーセキュリティサービスの提供

■概要

機器向けのセキュリティソフトや、クラウド環境のセキュリティ保守・保全の提供などを中心に、サイバー攻撃の探知、対処、予防的な措置をサービスとして提供。脅威の分析や対応ソフトウェア開発などのために必要な情報は、集約し一元管理している。脅威と判定された情報はデータベースに保存され、提供されるソフトウェアに反映する。

■データ管理方法

顧客や外部機関から提供される情報と自社が独自に収集するセキュリティ関連情報があり、顧客から提供される情報が個人情報を含み得る。開発拠点に送られるデータには、顧客に提供したシステムから直接送信されるケースと、各リージョンで解析して脅威ありと判定された場合に個人情報除去してから送信されるケースがある。情報の管理については、効率性の観点から一か所に集約する方が望ましいが、事業継続性の観点から最低二箇所程度に分散管理し、常に情報が同期される必要あり。他方で情報を全てのリージョンごとに精査し分析することは、設備投資等のコストがかかる。

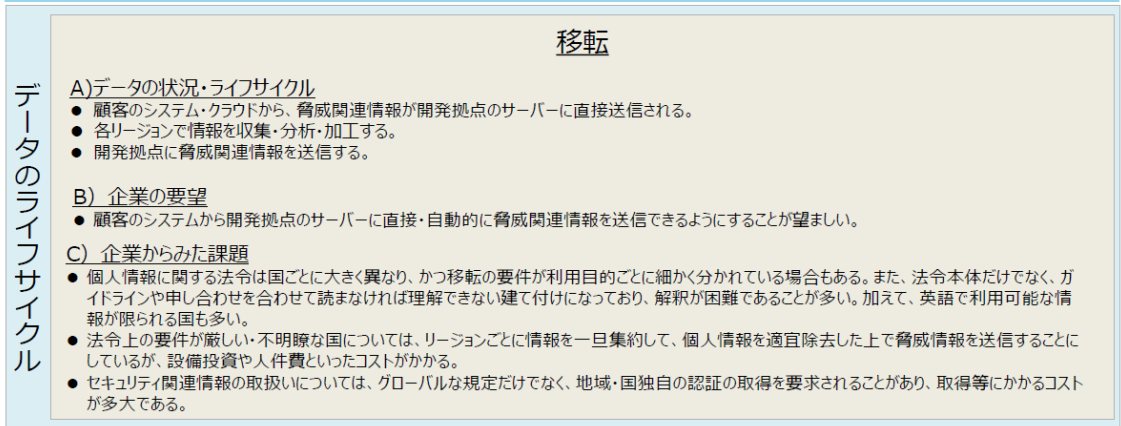


図 7 類型6の概要

ハードウェアやスマホなどの機器向けのセキュリティソフトや、クラウド環境のセキュリティ保守・保全の提供などを中心に、サイバー攻撃の探知、対処、予防的な措置をサービスとして提供している。世界中で同様のソフトウェアを使用している全ての顧客に対して、同じシステムでサイバー攻撃に対応する仕組みになっていることから、脅威の分析や対応ソフトウェア開発などのために必要な情報は集約し一元管理をしている。脅威と判定された情報はデータベースに保存され、提供されるソフトウェアに反映する。

取り扱うデータには、顧客や外部機関から提供される情報と自社が独自に収集するセキュリティ関連情報があり、顧客から提供される情報が個人情報を含み得る。開発拠点に送られるデータには、顧客に提供したシステムから直接送信されるケースと、各リージョンで解析して脅威ありと判定された場合に、送信されるケースがある。個人情報については、ある程度社内で決まった運用があり、例えばメールについては、リージョン

のある国のエンジニアのみがアクセスし現地で解析する（越境アクセスはない）ようにしているとの回答があった。解析後に送信される脅威情報は、個人情報除去している。現地の規制で個人情報の取扱いに対しては、特に第三国移転に厳しい要件や複雑な要件を課している国（日本、EU 加盟国、インド、カナダなど）があるが、そのような国に対しては、リージョンに設置しているサーバーに情報を集約し、個人情報を含まないように処理した上で、脅威情報を開発拠点のある国のサーバーへ送信する必要があるとの回答が多かった。このような企業では、規制があまり厳しくない国では、顧客のシステムから開発拠点のある国のサーバーに直接送信されるが、国・地域の法令にかかわらず、一般的に顧客の同意を得た（システム上はチェックを入れた）上で、送信している。

効率性を考えると、情報は常に一カ所に集約する方が望ましいが、万が一のサイバー攻撃や事故に備え、事業継続性の観点から最低二カ所程度に分散管理し、常に情報が同期されることも必要である。他方で情報を全てのリージョンごとに精査し分析することは、設備投資等のコストがかかる。現時点では、各リージョンの状況について報告・アップデートミーティングを行い、各国制度の差分をマトリックスに整理し、毎回更新している。サーバーの設置場所についても常時検討を行っている。

(3) データのライフサイクルと越境移転における障壁（まとめ）

前項（2）までの調査結果を踏まえると、企業がビジネス上、越境移転の際に直面する障壁として、国内規制当局間のデジタルサイロ等によると思われる規制の重複、規制の具体的要請・要件が多層的に定められていることに起因する法的透明性の問題、それらが頻繁に変更されることに伴う法的安定性の問題や関連する企業側の調査コストの問題、データの第三国移転に関するビジネス実態への理解不足に起因する問題、データの取扱いに関する認証の取得に多大なコストがかかること、「越境移転」の定義が明確になっていないこと、などがあげられる。

表 5 企業から見たデータの越境移転に関する課題（抜粋）

区分	主な意見
透明性の確保に関する課題	■ 「個人情報」の定義や要件が、法令本体だけでなく、ガイドラインや申し合わせ等にまで及んでおり、解釈が難しい。加えて、英語で利用可能な情報が限られる国も多い。（類型 1、類型 6） ■ 国境を越えた複・数リージョン間のデータ統合や越境データアクセスが「越境移転」に該当するか分からない。（類型 1、類型 2） ■ 「セキュリティ情報」、「重要情報」など「非個人情報」を含む新しいデータ区分が出てきているが、規制対象の範囲が極めて曖昧かつ、急な変更も増加している。（類型 4、類型 5） ■ 「個人情報」以外のデータに関する規制が増え続けており、国内から持ち出すことを禁止する場合があるが、個別に精査する工程を入れると、IoT の特性であるリアルタイムモニタリングの利点などが損なわれる。（類型 3）
技術と標準化に関する課題	■ 第三国へ越境移転時に、データの移転先国においても、移転元国と同等の保護・管理体制の確保を要求され、その責任が企業に課せられているため、対応に苦慮している（類型 1、類型 2） ■ IoT の特性を生かしたリアルタイムモニタリングを行う上で、越境移転にかかる法令要件の遵守にかかる手続を標準化や定型化できないか。（類型 4） ■ セキュリティ関連情報の取扱いについては、グローバルな規定だけでなく、地域・国独自の認証の取得を要求されることがあり、取得等にかかるコストが多大である。（類型 6）

二次利用未承諾リスト

報告書の題名 調査報告書

委託事業名 令和3年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（データの越境移動に関する諸外国の規制制度等に係る動向調査）

受注事業者名 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

[illegible]